

空知集治監時代の留岡幸助

—感化事業の原点—

室 田 保 夫

はじめに

一、教誨事業

(一) 感化教育への視角

(二) 「不定期期論」をめぐって

二、牧会事業

(一) 空知地方での伝道

(二) 囚人伝道

三、監獄改良事業の周辺

(一) 「清農部落」と『教誨叢書』

(二) 北海道冬期学校

四、「連袂辞職」をめぐって

結びにかえて

は じ め に

留岡幸助が同志社卒業後、丹波第一教会の牧師として広域な範囲を牧し、明治二十四年春、渡道するまでの経緯について「丹波第一教会時代の留岡幸助」(『キリスト教社会問題研究』第二六号所収)として、筆者は言及した。留岡は其後、明治二十七年五月、渡米するまで、空知集治監教誨師として、年来抱懐したところの監獄改良事業や教会活動等に極めて精力的に行動する。

本稿は前稿をうけ、留岡の北海道空知集治監時代(明治二十四年五月―同二十七年五月)を中心にして、その時期における彼の事業と思想、並びに諸活動を究明するものである。

従来、空知時代の留岡に限定して論じたものはなく、比較的その時期に言及しているものも『留岡幸助君古稀記念集』(昭和八年)や既刊の彼の著書に収載されている回顧的論稿に頼ったものであり、したがって感化事業への転回は指摘されても、彼の広い行動範囲とその周辺に関わる諸問題の実像把握については、未だ説明されていないと言わざるを得ない。

幸い留岡の著書・論文については『留岡幸助著作集』全五巻(四・五巻は未刊)が、そして膨大な日記・手帳を抄録した『留岡幸助日記』全五巻も上梓され、彼のこの期における行動と思想を探ることが可能となった。勿論、この空知時代を説明するためには、留岡個人にまつわる問題に限定せず、後に生江孝之が「北海道バンド」と称したキリスト教教誨師の一群との強い連帯のもとで、彼の事業が存したことをも視野に入れていかねばならない。

尚、本稿では留岡を中心としたので「北海道バンド」の個々の持つ事蹟と思想については別稿に譲ることとする。

一、教 誨 事 業

(一) 感化教育への視角

留岡が空知集治監に赴任するのは明治二四年五月である。留岡は後年「監獄は私にとつては一の大なる大学であり、囚人は私の為には社会学の教師であり、先生であつた」と述懐しているが、先ず、この空知という辺境に立ち、当時の社会の中で、忘却され、排斥されて然るべき底辺に呻吟する人々を単なる対象として把えるのではなく、「先生」「教師」として接近していったということに、我々は注目しておかねばならない。彼の空知での諸事業はかかる点を基軸にして展開されていくのである。

さし当って、留岡の赴任した空知集治監での主たる業務であつた教誨事業についてみていこう。

彼の書簡にある「小弟が天父の御守りを以て此事業を成功しなば神の御栄光吾党の名譽と存じ努力罷在候」というような監獄改良―教誨事業に対する情熱と裏腹に、渡道頭初より、彼が専門の職務に関し、或は行刑関係に於いて専門的な知識を持っていたとは言い難い。又、監獄改良事業に関する当節の風潮も冷淡であつた事は彼がしばしば述懐するところであるし、当時の心情は「大雪もいつしか融けてあら土のなかに萌へでん春の若草」という歌にも端的に窺えよう。真に「石田を耕す」難事業であつた事には変りはない。

ところで当時の空知集治監には旧刑法有期徒刑十一年から終身刑までの囚徒が拘禁されており、囚徒数は「二七〇〇人」で、その内訳は「無期四五四人、有期一九六九人、旧懲一六九人、軍衛処断無期二人、有期一五人、流刑九人」であつた。勿論、囚徒の中には、自由民権運動による思想犯(確信犯)も多数含まれていた。

こうした多数の囚徒を前にして教誨事業に着手していった訳だが、留岡のこの空知時代に於ける重要な功績の一つは「密房教誨」に依る囚人との個別的な教誨（面接）にあると言えらるう。留岡は「私は囚人一々の犯罪の性質、其の起因、状態、精しく言へば彼等が何故に、如何にして集治監に来るやうになつたかにつき、刑の宣告書なるものを研究することに力を入れた」、そして、「監獄や犯罪人のことに素人である私もこの研究によつて幾等か囚人の状態が分ることになつた」と述懐しているように、囚徒と一対一の面接、謂わばケースワークに類せる事業を為したことである。看守等を除き、教誨師（留岡）と、囚徒は膝を交え、真に忌憚なく、来歴、先祖や家族の状況、職業や教育の程度、犯罪状態を語り合つたのである。これにつき留岡は、逐一記録に留めた。

こうした「ケース記録」は「三百人」に及んだというが、各々の面談に際し、犯罪者の裏にある境遇を察し共に落涙に及んだことが一再にして止まず、「その都度私は共に泣き、共に笑ひ、共に慰めた中に、彼等が生きる道があると信じた」と述べている。留岡にとって暗夜に「迷へる羊」||「囚徒」に対する同情と共感、自己が歩んだ人生の迫害と境遇の陰影であると推察されようし、彼等を全人間的な対象として、共に在り、共に歩もうとする姿勢は、従来培ってきた彼のキリスト教的人間観に依拠していると思われる。勿論、留岡のかかる方法は、既に原胤昭が神戸仮留監、釧路集治監で実践していた事は既に知られているところであり、原から教示された結果であるかどうかは不明であるけれども、空知時代に多数の「ケース記録」を作成し、それから帰納的に、犯罪の原因を年少期に於ける教育の重要性にあるという認識に辿りついていった事については、彼の事業として評価せざるを得まい。

このような発想は当時の留岡の論稿にも看取できる。即ち、当時の行刑論の主たる潮流であった、ロンブローゾの「クリミナル・タイプ」の説に対する疑義の主唱であり、それは、感化重視の発想となり、罪囚への感化||教育によ

り、犯罪者の「改良」が可能とする指摘である。

吾人が確信を約言すれば、如何なる罪囚も改良し得可く感化し能ふべしと云ふにあり、此れ吾人が立脚の大磐石なり、語を換へて云へば、凶悪無頼の罪囚も適當なる方法及作因あるに於ては、誘導感化し得べしと信ずるなり、抑々犯罪なるものは犯罪者自身の身心に於る欠乏より来るものなり、渴しても盗泉の水を飲まず、熱しても悪樹の蔭に宿らざるは男子にして初て為すを得べし、万人を通じて望むも到底得可らざるなり、小人窮すれば戻行し、詐欺し、窃盜し、甚しきは強奪し殺戮するは吾人が眼前看る所の事実なり、細かに犯罪の生ずる所以の理を分析せば、一部分は犯罪者自身の罪にして其一部は國家の其責任に任せざる可らず¹⁾。従つて犯罪者増加の主因を「家庭教育の欠乏、國家が教育宗教の普及を怠りしことの罪に坐せざる可らず」と喝破し、適宜な方法さえつめば罪囚の改良は可能性を持つということである。その犯罪の「原因」について具体的に実証したのが前述の「ケース記録」であり、具体的な「方法」の探究が彼の米國留学の重要な動機を形成しているものと言えよう。

こうした実証研究を通して理論を構築していく方法は、彼の歴大な「日記・手帳」にみられる後の地方改良を意図した各地の調査記録にも指摘できるところであるし、現実を重要視する合理的な思惟方法は尊徳への共鳴と連動するものと推定されうる。ともあれ、こうして留岡は現実のデータから犯罪の原因を年少期の教育の重要性に求め、感化教育への視点を獲取していったのである。

- (1) 「丹波第一基督教会日記」(丹波新生教会所蔵)には「留岡兄北海道空知、五月八日安着之電報到来直チニ各部へ報告ス 五月廿七日留岡兄ヨリ北海道之実況一斑再報アリ」とある。しかし、当教会には残念乍ら明治二四年分の空知からの書簡は残存していない。
- (2) 留岡「三十五年前を顧みて」『人道』二二九号、同志社大学人文科学研究所編『留岡幸助著作集』(以下『著作集』と略す) 第四卷所収。
- (3) 真宗本願寺派本願寺・真宗大谷派本願寺編『日本監獄教誨史』下(昭和二年)によれば、「明治二十四年七月、北海道集治監教師誨は本分監共基督教徒を採用し、同年八月三十一日留岡幸助を教師(月俸四拾円)に採用せり」(一七八二ページ)とあり、それ以前には、明治一六年以来大井上輝前が空知へ赴任するまで真宗僧が教誨に当たっていた(同書、一七八一ページ参照)。
- (4) 牧野虎次編『留岡幸助君古稀記念集』(昭和八年、留岡幸助君古稀記念事務所 六九九ページ)。
- (5) 『人道』二二九号。
- (6) 留岡幸助日記編集委員会編『留岡幸助日記』(以下『日記』と略す) 第一卷、二八一ページ。尚、供野外吉の調査では、各集治監の年末収容囚人員数は次表のとおりである(供野外吉『獄窓の自由民権者たち』昭和四七年、みやま書房、九ページ)。

	樺戸	空知	釧路	網走	十勝	計
開監年末	460	291	192	1,200	1,313	
明治16	1,225	792				2,017
18	1,534	1,259	192			2,985
20	1,363	1,966	791			4,140
22	2,365	2,975	1,117			6,457
24	2,357	2,630	663	1,200		6,850
26	1,497	2,502	1,943	1,288		7,230
28	1,393	1,713	1,363	1,220	1,313	7,022
30	1,028	1,003	965	閉鎖	797	3,793
32	946	893	923	閉鎖	699	3,460
34	1,066	767	921	797	900	2,763

- (7) 『日記』第一卷、二八三ページ。
- (8) 外に「総囚教誨」(囚徒全員に為すもの)、「臨房教誨」(監房ごとに為すもの)とがあった(『著作集』第三卷、五五四ページ参照)。
- (9) 『人道』二二九号。

(10) 同右。

(11) 同右。

(12) 若木雅夫「更生保護の父原胤昭」(昭和二六年、渡辺書房)によると、兵庫仮留監在職中に「翁(原——筆者注)は個人教誨をするたびに帳面に家庭の事情等を筆記した。しかし、これだと各囚人の調査表が帳面としてとじてあつて、見るに不便であつたので、カード式の調査表を考案した」とある(五五ページ)。こうした方式は、釧路集治監でも受継がれていつた。因に大塚素は原の教誨方法を初めてみて「原氏の星飯後の教誨を傍聴す。工場、監房等を見る、個人に就き説諭教誨せらるゝを傍聴す。余は押れぬ事とて見聞するもの悲愴の観ならざるなければ、精神酔々たるを免がれず、時に悚然として満身寒栗を發せり」と印象を日記に記している(『大塚素遺稿』大正二年、七一三ページ)。

(13) 三吉明は、こうした原や留岡の事業を評し、「明治期におけるわが国の教誨事業のなかに、今日言うところのケースワークの萌芽をみることができる」としており、我國のケースワーク史を研究する上でも重要であらう。三吉明「わが国の教誨事業とケースワーク」松本武子編『日本のケースワーク』(昭和五三年、家政教育社所収)。

(14) 『著作集』第一巻、一三三ページ。
(15) 同右。

(二) 「不定刑期論」をめぐる

この空知在住時代での留岡の論稿は主に教誨、行刑論から成っており、彼が並々ならぬ覚悟でもって該問題に対処していたかが推察されよう。ここでは、日本の行刑、感化教育史上看過し難いものとして、且つ留岡の其後の思想と行動に極めて重要な影響を与えた論稿として「不定刑期論」をとり上げてみる。この論稿は明治二十七年二月に初見でき得るが、先ず如何なる経緯でもって成稿していったかを看てみることにしよう。

留岡が後に幾回も指摘するように、彼の行刑に関する啓蒙書と為したのはワイシズ(Enoch Cobb Wines, 1806~79)の著した“The State of Prisons and Child-Saving Institutions in the Civilized World”である。この

本は彼の回顧に頼れば、ゴルドン (M. I. Gordon) より教示されたものである。彼の日記には、明治二四年一月三日の項に「此日ヨリワインス監獄学ヲ勉強ス。頗フル有益ノ書ト思ハル^①」とあり、ここでの「ワインス監獄学」とは、ワインズの前掲書を指すと推定されうる。真に留岡は該書をもって「監獄改良に於ける無二の宝典^②」と称し、在職年間熟読したのである。

とはいえ、該書にのみ頼ったわけではなく、十全に各国（主に西洋）の行刑界の動向を調査し、理論の確証を自己の実地の体験に相応して、深化させていった^③。特に留岡が不定期刑を論ずるに際し、当時既にエルマイラ感化監獄でそれを実行していたブロックウエー (Zebulon Reed Brookway, 1897~1920) の影響は極めて大きいと言わねばならない。彼はワインズの書よりブロックウエーの不定期刑について学び、直接ブロックウエーに書簡を認め教示を受けたのである。それを証左するブロックウエーの書簡をみることにしよう。少し長い引用となるが、留岡の「不定期刑論」の骨子をも形成していると推定されうる重要な書簡である。

謹啓仕候陳ハ先般ハ尊書御恵被下難有奉鳴謝候御書中ニアリシ如ク貴君ガ貴国及米国ノ監獄及罪囚ニツキ常ニ貴意ニ掛ケラル、ヲ読ムニ至リ歎喜此ニ若カズト相悦申候就テハ今回当監獄ヨリ発刊致シ候一八九二年ノ年報^{イアツク}及「ジーサマリー」ノ二ツヲ貴館ヘ向ケ郵便致シヲキ候間御落掌ノ上ハ定メテ貴君ノ一助タルコトト奉存候御問ヒ合セニ相成候不定期刑ノ歴史ニツキテハ簡単ニ御答ヘ申サバ左ノ如ニ御座候現世紀ノ曉明英国ノ監督ホエートリノ著書中間接ニ直接ニ該主義ヲ世ニ発表致サレ申候、又英国ボルミンガムノ書記官エムビーヒル氏ハ四十年ノ長日月間法官ノ坐位ヲ占メ屢該主義ノ採用ニ尽瘁セラレ申候小生ノ記憶ニヨレバ英人マコノキー氏ハ一八五〇年乎若クハ一八五四年ニ不定期刑主義ノ適用ニツキ此主義ノ頗フル有益タルコトヲ説論致サレ候然レドモ氏カ在職

中又ハ氏カ一生涯中斯主義ヲ実地ニ適用スルコトハ果サレ不申候元来マコノキー氏ハ英国司獄官中屈指ノ人物ニテ
當時ノールフオーク アイランド殖民監獄ノ典獄ニ有之申候

其次ニ記スヘキ人ハソルウオートル クロフトン氏ナリ、氏ハ此ノ主義ニツキテハ完全ナル適用ニハ無之只一部
分ノ実施ナリト雖不定期刑ノ歴史上看過ス可ラサル人ト存候氏ガ実施セシ不定期刑ハ長期刑ノ罪囚ニ賞表ヲ施シ以
テ真実ナル放免ヲ早カラシムルニ有之候、該獄則ニヨレバ他ノ獄則ヨリモ一層早ク罪囚ヲ感化放免スルコト出来申
候、罪囚ノ改過遷善ノ進歩ヲ早ク見ントナレバ賞表ヲ多ク添付シ彼等ヲシテ己カ勉強ト謹慎ノ度合ニヨリテ放免ハ
己ガ掌中ニアルコトヲ知ラシムルニハ此ノ不定期刑ハ実ニ屈強ノ主義ト存候

米國中初テ不定期刑ヲ実施致セシハ裔一部分ノ実施ナリト雖他ニ先鞭ヲツケシハ一八七六年（今ヨリ十七年前）
ニ發布セラレシ条令ニテ当エルマイラ監獄設置ノ時ニ有之候而爾來諸監獄（米國ノ諸監獄ヲ云フ）ニテ該主義ノ実
施ヲ見ルニ至リシハ一八八九年ニウヨーク法制院ヲ通過シタル法律ニ有之候

吾人ガ期スル完美ナル不定期刑ノ理想トモ申ス可キハ、罪囚ヲ宣告センニハ法庭^(Court)ニテハ罪囚拘禁後ノ遇囚法ハ犯
罪者ノ刑期ヲ定メズシテ一ニ不定期刑ニ宣告セバ足レリト存候、故ニ法官タルモノハ社会ノ治安ヲ護ルコト、犯罪
者ノ自由ヲ束縛スルコトヲ以テ其務ハ足レリト致スガ故ニ犯罪者自身ノ刑期如何ト申スコトハ政府ヨリ委ネラレタ
ル監獄自ノ権限内ニアルコトト存候是以法庭^(Court)ニテハ輕罪ト重罪ナルヲ問ハズ不定期刑ニ宣告セバ足レリ、犯罪者ノ
刑期ヲ定ムル所ノモノハ犯罪者自身入監中行為ノ如何及司獄官又ハ監獄則直接政府ヨリ設定セラレタル賞表法ニア
ルコトト存候

吾人カ期スル不定期刑ノ実施ハ貴君及小生等在世中ニハ兎テモ其ガ実施ヲ見ル能ハスト存候乍去完美ナル該主義

ノ実施ハ最後ノ戦勝者トシテ来ルコトハ毫モ疑フ所ニ無之候蓋シ不定期刑及該主義遇囚法ハ犯罪者ヲ処遇スル真正ノ基礎ト存候該主義コソハ十九世紀文明ノ真中ニ於テ国家ノ法網ニカ、リタル罪囚ヲ遇スル真正ニシテ惟一主義タルコトハ漸ク世ノ識者ニ認識セラレント致シヨリ申候

千八百九十三年二月二十三日

ニウヨーク・エルマイラ典獄

ズイ、アール、ブロックウエー

大日本北海道空知分監

留岡幸助殿

かかる書簡は、長期刑への疑義、道義教誨の重視、感化教育・教育刑の重要性を唱道する留岡にとって、真に響く物に应ずる如く、共鳴出来得るものであり、何よりも心強い支援の内容であったかは想像に難くない。こうしたブロックウエー等との交信の中で、彼の不定期刑への考えは熟していったと思われる。

ところで明治二六年十一月七日、八日の両日樺戸集治監で「北海道集治監教誨師諮問会」が開催され、大井上典獄より一四の諮問が為された。これに出席したのは原胤昭、水崎基一（以上樺戸）、留岡幸助、末吉保造（以上空知）、阿部政恒（網走）、大塚素（標茶）、中江汪（帯広）の七人であった。この諮問会での詳細は『監獄雑誌』に「北海道集治監教誨師諮問会録事」（五巻一号）、「北海道集治監教誨師諮問答案」（五巻二号—四号）として四回に亘り掲載されている。又、会の概略は同年一二月の『基督教新聞』（五四二号）や『福音新報』（二四四号）でも報告され、その中で、七日夜に監獄改良上の意見を要請した時、「原氏は長期刑の弊害に就て留岡氏は不定期刑論に就て詳述せられ監獄改

良上の新説として一同傾聴せり」とあり、この頃に既に彼の中で不定期刑の考え方は熟していたと考えられる。そして翌年二月『監獄雜誌』の五巻二号に「不定期刑論」として発表したのである。

この論文中、留岡は先ず、不定期刑の歴史と米国の諸感化監獄の実況を詳述し、不定期刑の原理として、ブロックウェーに触れ、定期刑の弊害を「改悛せしものを長く刑場に止め置くの不正理と改悛せざるものを社会に放免するの不利益」と指摘し、

夫れ犯人なるものは国家の法律を犯したるものなれば宜しく懲罰すべきものなり、然れども此と同時に犯人なるものは又道徳上病人なるが故に其の全癒を要すべきものなり、以是監獄なるものは此二大目的を成就せん為めに設けられたる刑場及感化場なり、夫れ懲罰と感化は司獄の衝にあるものゝ片時も忘るべからざる二大警語なり、然れども懲罰は寧ろ方法なり感化は其が最終目的なり、故に感化せん為めに懲罰すべしとの言は又忘るべからざる格言なり。

と自己の考えを披瀝した。ここに流れている基調として、前節でみた感化主義の強調が指摘でき得る。そして、「不定期刑なるものは真正感化主義律の基礎にして又動すべからざる真理」であると断定している。

当時の我国の監獄学、行刑理論は、ドイツ斯界の影響を強く受けていたので、況んや、ブロックウェー等の米国の理論は余りにも現実離れた理想論として却けられざるを得なかつた。従つて黙雷生市川による留岡への反論も生じてくる根拠は充分にあつたといつてよい。

留岡は其後、米国のコンコルドで実地調査し、その間にも不定期刑論や感化教育論を『獄事叢書』等に紹介しつづけていく、その理論の先駆性に於いて、小河滋次郎や牧野英一等の少年保護思想に比較してみても、時期的に留岡が

遙かに上まわっていたといわねばならないし、我国で不定期刑が採用されるのは旧少年法（大正二年）の相対的不定期刑を待たねばならないが、我国の行刑史上、或は感化教育史上、特に米国の理論導入の観点からその足跡を再評価していかねばならないだろう。

- (1) 『日記』第一巻、一五六ページ。
- (2) 『人道』二九二号。
- (3) 例えば、英国ロンドン、ハワード監獄協会書記であったタラックの留岡への返翰（『監獄雑誌』四一六所収）参照。
- (4) 『監獄雑誌』四一四（明治二六年五月発行）。フロックウエーに関しては、次の留岡の米國留学期を中心に論じる稿で詳しく触れる。
- (5) 『基督教新聞』五四二号（明治二六年二月一日発行）。この諮問会では「北海道バンド」の各々は、教誨について道義教誨への重視が指摘されうる（『著作集』第一巻、二六一三―三八ページ参照）。
- (6) 『著作集』第一巻、四六ページ。
- (7) 同右。
- (8) 同右。
- (9) 同右。五四―五七ページ参照。

二、牧 会 事 業

(一) 空知地方での伝道

留岡が赴任した空知地方へのキリスト教の伝道の初穂は明治一六年七月、函館一致教会牧師桜井照憲が空知集治監典獄渡辺惟精を訪れたことに始まる。⁽¹⁾ 当地には組合教会信徒橋本利邦、同求道者の山口一徹（看守）等がいた。又同

年より、札幌在の森山源造（聖書販売人）の尽力により山口（同年受洗）宅で集会がもたれるようになり、一九年には、仙合一致教会の押川方義、大島正健（札幌）、山田源次郎、原田助（神戸）、小寺甲子二郎等が来援している。そして明治二〇年七月に至り、「京都同志社新島襄氏夫人ト共ニ来遊セラレ集治監職員及ヒ市民ニ向ツテ斯道ヲ説カル且ツ同氏ノ勸告ニヨリ当地ノ信徒ハ何レノ教会ニモ属セザル事トナシ八月ニ至リ空知教会ヲ設立ス」とあり、新島の来市により教会創立の気運は高揚した。新島はこの石狩原野に「自治独立ノ教会」「自由主義ノ教会」を建設しようとい意図していた。そして大島正健や新しく伝道師馬場種太郎等が空知伝道の教勢を拡大していったのである。

又、明治二一年には当時同志社病院長を為していたベリーも此地を訪れ、翌二二年からは幌内炭山でも集会がもたれるようになった。このように空知地方の伝道は集治監の存在と密接な形態をとって発展してきたのである。明治二三年七月には、大井上輝前が新しく典獄として樺戸に赴任し、同年、教会は札幌独立教会市来知講義所となった。そして「明治二四年尚ホ大嶋、馬場、森山ノ諸氏来リテ伝道セラル五月ニ至リ留岡幸助氏空知集治監教師トシテ夫人ト共ニ来任セラレ教会ノ為ニ尽サル」とあり、空知教会は留岡の赴任で活況を呈していくことになる。留岡にとって教会活動は由来、丹波地方を成功裡に牧した経験があるとは言え、集治監内や周辺地域の伝道は教師の業務と併行して遂行せねばならない難事業であったことには変りはない。それにつき明治二五年一月一日から一〇日間の行動を彼の「日記」から労を厭わず追ってみることにしよう。

明治二十五年の A. D. 1892 一月一日（金）礼拝前日ノ如シ。此日半日ハ家居来客ヲ待ツ。午後ハ新年ノ祝詞ヲ兼テ諸家ヲ訪問ス。三時頃ヨリ監獄ニ往ク。夜ニ入りテ帰宅ス。十時祈ヲ以テ臥ス。

一月二日（土）礼拝前日ノ如シ。此日午前九時ヨリ教誨堂ニ入りテ教誨ス。前日ヨリ犯罪数人アルヲ以テ過激ナ

ル教訓ヲ与ヘヲケリ。夜ハ来客アリテ待遇ス。十時祈リテ臥ス。

一月三日(日)午前八時ヨリ幾春別外役所ニ教誨ニ行ク。而帰途幌内ニヨリ動静ヲ伺フ。午後二時ヨリ拙宅ニテ晚餐礼ヲ執行ス。会スル者三十名。山口竹二郎、堀四郎ノ二兄受洗ス。夜ハ懇親会ニ兼テ折会ヲナス。十時感謝シテ臥ス。午後ノ集実ニ有益ナリキ。此日塞氣凜烈ナリキ。

一月四日(月)此日礼拝常ノ如シ。一日休暇ナルヲ以テ家居、不快ナリシヲ以テ箠居ス。夜ハ万国連合祈祷会ナリキ。此夜六時幌内外役所火災アリ。捜検場焼失ス。既ニ第壹監モ焼燼セントスルノ場合ナリキ。夜八十時祈ヲ以テ臥ス。

一月五日(火)祈拝前日ノ如シ。此日公用ヲ以テ樺戸ニ往ク。午後一時ニ出立シ、四時以前同所ニ着ス。石狩河畔ニ達セシ頃ハ、前日ノ暖氣ノ為ニ河水雪解ノ為暴漲シテ氷未タ堅ク結ハズ。為ニ馬ヲ渡ス能ハズ。故ニ馬ヲ東岸ノ小屋ニ繋キ単身以テ渡ル。此日六出霏々タリ。阿部君ヲ霞町ニ尋ヌ。夜ハ大井上君ノ許ニ往キ、深夜ニ至ル迄保護、同情ノ二件ニツキテ相談ス。万事能ク整ヘリ。十二時阿部君ノ宅ニ帰り、祈ヲ以テ臥ス。

一月六日(水)祈拝前日ノ如シ。此尚樺戸ニアリ。夜ハ祈祷会ニ往ク。五、六人ノ人集ヲナセリ。又大井上君ノ許ハ阿部君ト共ニ往テ更深ケル迄談ス。十二時阿部君ノ宅ニ帰ル。此日午後二時頃馬小屋ヨリ逸ス。

一月七日(木)礼拝前日ノ如シ。此午前十二時過キヨリ帰途ニ着ク。氷結堅カラサルカ為ニ独歩雪ヲ踏ンテ帰ル。夜ノ六時ナリ。弊屋ニハ既ニ祈祷会ニテ多人数集レリ。共ニ祈リテ去ル。十時祈ヲ以テ臥ス。

一月八日(金)礼拝前日ノ如シ。此日午前ヨリ監獄へ出勤ス。夜ハ六時ニ帰家ス。十時祈ヲ以テ臥ス。

一月九日(土)礼拝前日ノ如シ。此日十二時ヨリ幌内ニ往ク。捜検場焼ケシヲ以テ緦囚教誨ヲナス能ハス。為ニ

夜ニ入りテ臨房教誨ヲナシ、九時帰市。八田君ノ内ニ往キ十二時迄話シ、其ヨリ監獄ニ往キ囚情ヲ見ル。二時帰宅ス。折テ臥ス。

一月十日(日) 祈拜前日ノ如シ。午前安息学校。午後二時ヨリ総集教誨。特別教誨。夜ハ六時半ヨリ説教ス。集ル人二十四、五名、盛会ナリ。此夜ノ講題「吾ハ世ノ終迄爾曹ト共ニアルナリ」。十時折ヲ以臥ス。

この当時、未だ教会堂は建設されていなかったので主に自宅で教会の集会を持ち、日曜日毎に行なわれる安息日学校は集治監内でもたれた模様である。当時の状況は「石狩市来知の教況」として次のように記されてある。

当地の教勢は近時頗る衰頽を来せしが、昨年夏季丹波福知山より留岡氏空知集治監教誨師として着任以來、稍活氣を産み追々新求道者も生じ、受洗者も加はり、去る三日の如きも青年の受洗者二名ありて晩餐礼を守りたり會員三十に満たざれども、多くは有望の青年にして常に感謝を以て主に事へ、職を奉ずる時、軽佻なる人氣の中に突立て、最も質実なる団体をなせり、今は信者の家を会堂に充つるも、愈解雪の季に至れば、他に一定の会堂を撰定し公けに看板を掲げて運動をなすことに約定したり、○幌内炭山は市来知を去る一里許りの山奥にして、有名なる北海炭坑の一なり、空知分監外役所あり囚人をして採炭の業に従事せしむ、市街百戸許り、皆是れ迷羊の有様、茲にも吏員中又市街に信者あり、何れも風俗壊敗の真中に点綴せる信者なれども、主にありて剛健なり、追々求道者もぜんず模様なり、主の洪恩恵にこの深山の中に迄輝けり、ア、感謝に堪へん。

かかる中に在って、「北海道バンド」の人々、阿部政恒は明治二四年一〇月樺戸集治監に、そして二五年三月からは網走分監へ赴任し、その後任として松尾音次郎が樺戸に着任する。翌二六年には五月に末吉保造が空知に、七月山本徳尚、八月には水崎基一が樺戸へ来道し、教誨事業と共に牧会事業に於いても留岡や原胤昭(二五年二月樺戸赴任)、

更に北海道のキリスト者と連帯して挺身していった。ここで一先ず北海道集治監のキリスト教教諭師の拝命及退職期を整理しておくこと次表のようになる。⁸⁾

北海道集治監教諭師拝命及退職期 (年代はいずれも明治)

網走分監	十勝分監	釧路集治監 (後の分監)	空知分監	樺戸本監	氏名	拝命年月	転任又は 退職年月	転退職別
二五・三 二七・七 二八・八	二八・三	二一・四 二八・七	二四・五 二四・一〇 二六・五	二六・七 二六・八	阿部 政恒 松尾音次郎 原 胤昭 水崎 基一 山本 徳尚	二四・一〇 二五・五 二五・一二 二六・八	二五・三 二六・一 二八・一 二八・七 二八・九	釧路転任 退職 連袂辞職 釧路へ転任 網走へ転任
阿部 政恒 中江 汪 山本 徳尚	牧野 虎次	原 胤昭 水崎 基一	留岡 幸助 篠宮 拯吉 末吉 保造					退職 同 連袂辞職 樺戸本監へ転任 連袂辞職
二七・二〇 二八・八 二八・一一	二八・一一	二五・二二 二八・一一	二七・三 二五・四 二八・一					退職 同 連袂辞職

る。そして明治二六年の一月には「慈善の友」「基督教書類講読会」なるものを設けている。¹⁰⁾

又、内地から北海道のキリスト教界支援の為め、多くの人々が渡道している。例えば明治二五年一〇月、当時日本伝道会社長であった海老名弾正も来道し、彼の説教は道内各教会と共に幌内外役所や空知集治監で多くの囚徒を前にしても行なわれ、「同氏の説教は余程在監者に利益を与⁹⁾」えたと報告されているように、かかる支援も決して看過されるころではなからう。

留岡の空知での伝道は新たな教勢の展開として漸次受洗者をも増やし、教会内での組織化も行なわれていった。その因の一つに明治二五年一〇月塩見孝二郎が伝道師として此地域の伝道に尽力した事があげられ

此ごろ會員白井俊一氏の發起にて慈善の友てふ会を設けられたり此会は毎月終の水曜日會員が本業外に手から製作したる品物を持寄り之を売捌て其金員を慈善事業に用ふることになしをれり其製作品の一二を挙げば状袋、火吹竹、塵払等にて其他如何なる品にても妨げなし、此金些少は些少なれども熱心の余になりたる仕事なれば頗ぶる利益ある様思はるゝなり其他又基督教書類講読会と云へるありて其目的は教に関する書類を購入し之を回覧するに在り是れ又信徒が信仰養成の爲めには必要の事業ならん。¹¹⁾

更に留岡は空知教会の教会堂建設にも大きな貢献を果した。この教会堂建設は教会の形成せられた初期からの教会員にとつての悲願であつたけれども、留岡赴任前はむしろ衰頹期であつたが故に、その具体化は頓挫していた。しかし、新たな教勢の伸張に伴い、明治二五年六月頃より計画が具体化したと思われる。そして、新築委員として留岡ら三名を挙げ「会堂新設之趣旨」を發した。

会堂新設之趣旨

北海道が有望なる伝道地たることは、実地跋涉せし教役者の信するところ而已ならず、我国最大の新拓地として将来尤も緊要箇所なりとす、殊に当地の如きは道路四隣に通達し、頗る有望の村落を控へ居るが故に、此処に神靈の烽火を噴揮する一会堂を興すは、正に絶脈の身軀に向て活劑を投するが如き感なくんばあらず、然れども惜哉資財其構造の費を満たすに足らず、涙を飲んで機会を待つこと茲に数年なりき、今や我四周の包圍を顧みれば、移民益々聚るに従ひ風俗愈々乱れ、正義を唱へ仁愛を重んずる人や甚た尠し、於是乎聖なる会堂の建設正に抑ふべからざる勢運に迫れり、吾曹豈黙過するに忍んや、故に無遠慮にもキリストにある愛兄弟及び斯主義を賛せらるゝ諸士に對ひ、会堂新設の挙を急告し且その資金の惠投を仰がんと欲す、冀くは吾曹已上の切情を酌み、幸ひに願望を遂

けしめ給はゞ、これ北海一隅の至福に停まらざるなり、

新築委員

北海道石狩国空知郡市来知村

篠 宮 拯 吉

明治二五年六月

同 所 原 田 正之助

同 所 留 岡 幸 助

この「会堂新設之趣旨」は『基督教新聞』四六八号（明治二五年七月一五日発行）にも公表され、全国に義捐が請われた。そして建築費「五百円」の寄附金募集は各地の教会に要請せられたものと推察される。留岡が牧した丹波第一教会にも、趣旨書は次の書簡と共にあった。

拜啓愈御康勝恭賀陳者拙者共兼テヨリ当地ニキリスト教伝道ノ為メ一箇ノ会堂設立致度候処何分微力ニシテ其挙ヲ果ス能ハス今日迄猶予罷在候得共北海道ノ進歩ハ日々燃ヘ多ツ許リの勢ニ相成候ニヨリ純潔ナル道徳ト真正ナル宗教ノ修養実ニ大切ノ事ト存候就てハ此際充分ノ力ヲ出シ一挙新築仕度候間何卒愚衷御洞察多少ニ拘ハラズ資金御恵投被成下度偏ニ奉希候右御願用迄如斯ニ御座候 草々頓首

明治二五年六月二九日

新築委員 篠 宮 拯 吉

原 田 正之助

須知村

会堂御中

二伸 金券御郵送被成下候節ニハ留岡幸助宛ニテ御振出奉願度為念申添候也¹⁸⁾

空知教会は明治二六年二月四日札幌独立教会より分離して、留岡は牧師となった。この会堂新築式が挙行されたのは二七年の五月の事であり、既に留岡は米国留学の旅に立ってこの地には居なかつた。そして皮肉にも空知教会は、其後岩見沢教会の教勢に比し、停滞し、新しく岩見沢教会に着任した内田政雄（旧会津若松教会教師）の出張伝道を受けることになる。

注

(1) 空知教会、岩見沢教会の歴史については主に『日本キリスト教団岩見沢教会史』（昭和四八年）や同志社大学人文科学研究所蔵（湯浅与三文書）の岩見沢教会、空知教会についての資料を参照とした。尚、最近の研究としては大浜徹也「北海道空知におけるキリスト教会」同『明治キリスト教会史の研究』所収（昭和五四年、吉川弘文館）があり、詳しく知ることができる。

(2) 同志社大学人文科学研究所蔵資料。

(3) 新島は在札幌の大島正健に宛てた書簡の中で次のように認めている。

……然シ速ニ江別当別岩見沢辺ニ御着手アルハ、小生ノ尤モ希望スル所ニ候願クハ石狩平原ニ自治独立ノ教会ヲ御設立アリテ他年北海道ノ依テ立ツヘキ基礎トナシ依テ進ム、ベキ精神トナシ賜ハン事ヲ此自由主義ノ教会ヲ立ツルニハ昔時ヨリ為ニ血ヲ流スモノ多ク以謂ル血ヲ以テ買ヘレタル自由ナレハ差少ノ理由一時ノ法便ノ為ニ之ヲ安ス、売リシ賜フ、勿レ……（森中章光編『新島先生書簡集』（昭和一七年、同志社校友会、三四七―三四八ページ）。

又、明治二二年九月一四日大島に宛てた書簡の中にも「何卒御地方ニ於テ充分独立平等之教会を振ハしめ他日北海之元氣精神トなし賜ハ

- ん事切望之至ニ不堪候」(同書、三五三ページ)とあり、新島の北海道、就中、空知、岩見沢地方への期待が察知できる。
- (4) 『基督教新聞』五三七号(明治二六年一月一〇日発行)の「故竹内種太郎君略歴」によれば、馬場(竹内)種太郎は、文久三年備前国邑久郡香登村で生まれ、後大阪教会で洗礼を受け、明治一八年同志社邦語神学科を卒業している。其後、新島の推挙により札幌、空知地方の伝道に従事した。明治二五年職を辞し京都に帰ったが、明治二六年九月一九日三一歳で死去した。又、在札幌中は、札幌内外の伝道に奔走し、安息日学校々長として、婦人会青年会を輔導し、北海道製麻会社職工の間に入り、或は間接的に空知集治監及札幌監獄等の教諭伝道を助けたとある。因に、この竹内種太郎の追悼会(於札幌教会)で松村松年が留岡の平文を代読した。
- (5) 同志社大学人文科学研究所蔵資料。
- (6) 『日記』第一巻、一六一―一六二ページ。
- (7) 『基督教新聞』第四四三号(明治二五年一月二二日発行)。
- (8) 財団法人刑務協会編『日本近世行刑史稿』下(昭和一八年、刑務協会)八四三―八四四ページより作成した。
- (9) 『基督教新聞』第四八二号(明治二五年一〇月二二日発行)。
- (10) 大浜徹也『明治キリスト教会史の研究』二三五ページ参照。
- (11) 『基督教新聞』第五〇三号(明治二六年三月一七日発行)。
- (12) 丹波新生教会所蔵資料。
- (13) 同右。新築委員は後に留岡幸助、原田正之助、白井俊一、牧鉄弥、末吉保造の五人となった(『基督教新聞』第五〇三号参照)。

(二) 囚人伝道

留岡の牧会事業を考察するに際し、教誨事業の一環として、集治監幽囚の徒に向けて、精力的に福音を説いていったことにも注目しなければならない。留岡は集治監内で日曜毎にサンデー・スクールを開き、キリスト教を教えたことを「私が受持ったサンデー・スクールの生徒は毎会五百名で、実に盛んなものであった。この生徒の中から『鉄窓の二十三年』を書いた好地由太郎君や、加波山事件の発頭である鯉沼九八郎君などがクリスチャンになった。此の

外にも囚人の作業の閑隙を見斗らひ、数人又は十有数人のバイブル・クラスが開講された。このクラスに出席したものは重に加波山事件の連中や、静岡事件の人々が多かつた」と回顧している。

囚人伝道は有識者・無学の如何を問わず行なわれたことは言を俟たぬが、ここでは文中に出てくる鯉沼九八郎と好地由太郎について触れて置く。

鯉沼九八郎は、明治一七年の加波山事件で「爆弾製造」の件で逮捕されたが、北海道の集治監に送られた同志は、無期徒刑として小林篤太郎、草馬佐久間、五十川元吉、玉水嘉一、原利八、天野市太郎、河野広體、有期徒刑一三年として門奈茂次郎がいた。鯉沼は有期徒刑一五年であり、明治二六年三月四日出獄した。彼は空知集治監内でキリスト教に接している。鯉沼は柳沢藤吉に宛てた書簡の中で「不屈不撓基督ニヨリ天父ニ事ワリ一句ヲ出ヅシテ同友十有五人ヲ得タリ。実ニ真ノ神ノ摂理ハ驚クヘキモノナリ。……略……君願クハ益精神ヲ励マシテ父及我儕ノ父ノ主イエス基督ヨリ平康ヲ受ヨ。四年前我儕ノ父ノ旨ニ循テ小生ト君トヲ救ヒ給ヒシ事之御恩寵ヲ忘ル、勿レ。」と奉教の喜悅を纒々認めている。

留岡も「斯る地獄の内にありながらキリストの道をしたひ聖書を閑暇に繙き同類を集めて讚美歌を歌ふの組あり。此組の隊長は加波山事件静岡事件の準国事犯者にしてこれに従ふもの多し」と伝えているように、鯉沼らに接しているわけである。留岡は、自分がかもしキリスト教に邂逅していなければ自由民権運動に奔り、「猛烈な行動」に出て「入獄」は言うに及ばず「断頭台裏の露」と消えたかも知れないと高梁時代を回顧するが、彼のそうした体験がこれらの人々と、共感を持って接する一助となっていたことは推察されよう。

そして鯉沼は、明治二六年三月五日、即ち出獄の翌日キリスト教の洗礼を受けたのである。

去る五日は当講義所定期の晩餐礼なれば近傍より兄弟姉妹来集し同日鯉沼九八郎氏は受洗せられたり同氏は彼の有名なる加波山事件に関し空知監獄に入監中なりしが去る四日聖恩の優渥なるによりて特赦の恩典に遭はれたるなり氏は十年間入獄されしが獄中にて信仰を起し其久き年月も聖書によりて頗ぶる慰藉を得られたりと云ふ氏の望により氏が出獄の夜当地の信徒は留岡氏の宅に集りて感謝祈祷の会を開き鯉沼氏は十年間在獄中に経歴したる信仰を述べられたり、続で翌五日は定期晩餐礼の日なるを以て氏の志望により授洗することゝなりたり、

鯉沼は、既にみたように留岡赴任前より求道の過程にあつた訳だが、留岡の説教によりそれは深められ、彼より洗礼を受けるに至つたと考えられる。そして、鯉沼は出獄後、栃木県会議員として政界の道を歩んでいくが、留岡と鯉沼との交友は以後も断つことなく、温められていく。因に、同志河野広體は「留岡幸助の紹介を得てポストンの学校」⁹⁾学んだ。又、小林篤太郎は、後にセブンスデー・アドベンチスト教会員となり、宗教界の道を歩んだが、彼も在監中の「留岡幸助の影響」¹⁰⁾があつたことは想像に難くない。

ところで、留岡の囚人への伝道はかかる自由民権運動に連座した比較的知識人層のみに止まつたのではない。次に無学無名の囚人の例として好地由太郎をみてみよう。

好地が直接獄裏でキリスト教を信仰するようになったのは母の差入れた聖書によるが、頭初彼は教育を受けていなかったため、聖書の文字さえ読めなかつた。それを補助したのが看守の原田正之助である。しかし、信仰生活に入るにつれ、漸次求道者が現われる一方、同僚の迫害も激化していった。同僚が彼に危害を加えようとした時、彼は「オー神様よ、此人たちは今私を殺さうとして居ります。併し乍ら若しも私が殺されましたならば、此人たちは悉く死刑を受けねばなりません。神様、其れよりは私は自分で彼等の望むが如く死にまして、彼等を助けたい存じます。私さ

へ亡き者になれば此人たちは満足するのであります」と熱誠込めて祈ったという。こうした事を契機に彼はますます信仰を深めていくことになるのである。好地は留岡との邂逅を次のように記している。

其れから明治二十五年(四十九)の春になって、我等同志百数十名は「自分等の為めに特に基督教の牧師を教誨師にお招き下さる様に」と官へお願いしたのでありますが、計らずも今は家庭学校長として有名なる留岡幸助先生が御来任下されました。あゝ其時の私どもの喜悅は如何でしたらう。所謂「百万の援兵を得た様」とは正さに斯かる場合を指して云ふのでありませう。「死蔭に住める者」の上に基督の救の光が今や同先生によりて照される事になったのであります。間も無く我もくゝと聖書を請ひ求めて、神を尋ぬるの叫号(まげ)は監獄を震ひ撼かす様になりました。私は先生に個人的の御面会を願ひ出で、過去の経歴を逐一申述べ、併せて残る生涯を全く神に献げて世を畢りたいと希望し居る旨申述べましたところ、先生には非常に喜ばれて「之は慥に神様が君を撰んで此恐ろしい獄中に、其貴とき福音を伝へしめんとし給ふ大御心に相違ない。故に臆することなくして、愈々大胆に主の聖名(みな)を語り広めよ」との奨励の御言葉を賜はりました。

この好地にみられる如く、無名の囚人に対して為された伝道こそキリスト教教誨師の面目躍如たるものが在ると言わねばならない。真に留岡にとつて「最暗黒」の監獄に「基督教の光を投ずる」という天職は、同志社時代から丹波伝道に亘り、自己のキリスト教観の到達したものであったし、爰において彼の存在証明が可能であったと言えよう。それは聖書の「己れも鎖につながるゝ如く囚人を念へ」という単純なる実践でもあったし、後の彼の「応用的キリスト教」という概念にもつながっていくものである。

- (1) 『人道』二二九号。
- (2) 加波山事件については、稲葉誠太郎編『加波山事件関係資料集』（昭和四五年、三一書房）を参照。
- (3) 北海道へ遣送された自由民権関係各事件、人々の出入獄期は次表のとおりである。送獄された人員は総計で四七人となり、そのうち二九人が空知へ送られた（供野外吉『獄窓の自由民権者たち』一二一ページ）。

	発 生 年 月	判 決 年 月	北 海 道 送 獄 者			
			送 獄 数	北 海 道 入 年 月	北 海 道 出 年 月	在 獄 中 死 亡 数
秋田事件	14.6 17.3	17.3	3	17.3	22.3 31.5	1
群馬事件	17.4 17.5	22.6 20.7	3 2	22.9 22.6	28.7 22.2	
加波山事件	17.9	19.7	9	19.11 22.9	26.3 27.11	1
秩父事件	17.11	18.2	3	18.10	22.3 30.2 30.2	(1)
名古屋事件	16~18	20.2	12	22.7 22.9	30.2 30.7	2
静岡事件	17~19	20.7	13	21.10	30.2 30.7	1
尻無川事件	20.1	21.7	2	22.3	33.3	

供野外吉『獄窓の自由民権者たち』より引用（P.180）
但し（ ）内は同書の『追記』より筆者が付け加えたものである。

- (4) 『日記』第一巻、二九三ページ。
 - (5) 牧野虎次編『留岡幸助君古稀記念集』六九八ページ。
 - (6) 『人道』二二九号。尚、留岡と高梁時代における自由民権運動との関係は村山幸輝「自由民権期における留岡幸助」『キリスト教社会問題研究』第二六号、所収）に詳しい。
 - (7) 『基督教新聞』第五〇三号（明治二六年三月一七日発行）。
 - (8) 例えば明治二七年一月二七日の日記に留岡は鯉沼を訪問していることが記されている。
- 十二時ヨリ鯉沼九八郎氏ト共ニ下稻葉村ニ行ク。此日前日ヨリノ雪解ケノ為野徑ノ泥濃膝シテ車進マズ。腕車ヲ下リテ暫ク徒歩ス。稲葉村ニ往ク途中、左ニ日光ノ南台山ヲ眺メ、右ニ筑波山、加波山ヲ顧ンデ談話シナガラ進ム。筑波山ハ馬琴ノ八犬伝ヲ読ミシトキ、しのと浜路ノ分レノ文章ヲ思ヒ出シ、之ヲロ吟シタリケレバ、門茶（茂次郎）筆者注）氏和シテ曰ク、余モ其所ヲ愛読セリト。加波山ハ

・余カ監獄ニ拘禁セラルル河野広体氏等ノ暴挙ヲナシ、巡査警部五、六十名ト戦ヒン場所ナリ。鯉沼九八郎兄指シテ加波山ト云ヒシハ殊更過去ノコトヲ思ヒ出シ、坐シテ感涙ヲ催フシタリ『日記』第一卷、三四七ページ。

(9) 供野外吉『獄窓の自由民権者たち』一三五ページ。

(10) 同右、一四五ページ。

(11) 好地由太郎『恩寵の生涯』(大正六年)五一ページ。好地の経歴についてはこの本を参照した。留岡もこの本の序文を書いている。『著作集』第三卷、四五六一四五七ページ参照。

(12) 同右、五八一五九ページ。

(13) 『著作集』第一卷、五七五ページ。

三、監獄改良事業の周辺

一 「清農部落」と『教誨叢書』

我国の免囚保護事業の沿革は「改正監獄則」(明治一五年一月)中の「刑期満限ノ後頼ルベキ所ナキ者ハ其ノ情状ニ由リ監獄中ノ別房ニ留メ生業ヲ営マシムルコトヲ得」という規定、即ち別房留置制度にあったが、該制度は、地方費の過重負担となり、明治二二年七月の「内務省訓令」により形式上廃止されている。従来、公的な免囚保護の事業に対して、民間では金原明善による静岡県出獄人保護協会が存在していた程度であつたけれども、その訓令の結果、明治二二年、京都感化保護院、新潟県出獄人保護会社、東京出獄人保護協会等が設置された。

ところで、北海道では、明治二四年一月、原胤昭により、標茶に荒蕪地四十万坪の貸下の土地をもとに、釧路出獄人保護会を設置し、出獄人を定住せしめる計画の願書が椎名釧路部長に提出された。その趣意書の要約は、

古語ニ曰ク己レ共ニ囚ルルカ如ク囚者ヲ念ヘト宜ナル哉言ヤ——世ニ囚者ホト憐ムヘキ者アラス唯々其行為ヲ瞥見スレハ憎ムヘク斥クヘキ凶漢ナレトモ復タ退テ其心意ヲ監察スレハ実ニ哀憐憫諒スヘキモノアリ——（略）蓋シ彼等囚人ハ一朝ノ誘惑ヨリシテ世ニ悪毒ヲ流セリト雖モ心身共ニ幽暗黒裏ニ入り懲戒教誨ノ両支配下ニ数年ヲ棲息シタモノナレハ誰カ改過遷善ノ念ヲ起ササランヤ然ルニ獄ヲ放テハ忽チ再犯シ踵ヲ回ラシテ獄闕ヲ踏ム恰モ彼等ハ^② 圈圖ノ生ヲ好ムモノノ如シ

しかし、土地の処理は遅れ、原が樺戸に行った後に行なわれたので、その実現は日の目をみなかった。同じように留岡が赴任した空知でも同種の計画があった。その計画は、遅くとも明治二四年一〇月頃からあったと推定される。留岡の空知時代の一等早い「日記」である「羈旅漫録」^③にその件についての言及がみられる。明治二四年一〇月一二日の段に、原と会い「出獄人保護会社ノ設立及雑誌ノ発刊等ニツキ、規則書及意見書ヲ造ル。又清民部落設立ヲ謀リ、細条目及規約ヲ造ルコトニ取リカ、ル」^④。又、十四日には「保護会及雑誌清農部落ノ趣旨書及規則書キ等ニテ多忙ナリ」^⑤。そして、十六日夜に至り、標茶教会の親睦会にて「原君清農部落ノ主意書ヲ読ミテ之ヲ解明シ、且ツ此ニ至リシコトノ神恩ナルコトヲ謝シテ会ヲ初ム」^⑥とある。原の事業と留岡らの空知での事業とは連携して為されたものと推察されよう。そして空知に帰った一月八日の留岡の日記には「此日聖日ナレトモ、保護会ノ相談急ニ迫ルヲ以テ、大井上君ノ内ニテ種々相談シ、結局スル所、前草案ヲ、保護農場ノ内ニ清農部落ヲキ、出獄人ト良民ヲ混和シテ保護会ヲ起スト云フコトニ決ス。而地所ハ一人ニ三万坪ヲ与ヘ、預算ハ小野田氏ニ托スルコトニ決ス」^⑦と記されてある。これから察するに、この「清農部落」も原の釧路出獄人保護会と類似したもので、出獄人の保護をその土地で開墾事業に従事せしめ、出獄人の生活、経済的自立を一般人、キリスト者連帯の許で計っていくという一種の組合

的、共同体的意向を持ったものと思われる。かかる状況は次の書簡でも読みとれよう。

……前略……保護会モ設立ニ相成ナリ同情雑誌モ不日発行可致候此ニ連帯スル清農部落即石狩川ノ辺『ヲソキナイ』『キナウスナイ』ト申ス所三百五十万坪ノ沃地ヲ今回払下ケテ乞ヒタルヲ以テ茲ニ保護会ト同時ニ清農部落ト申ス人民部落ノ殖民地ヲ設ケ専ラ敬神愛民ノ信徒團結シテ為スアラント致居候多分田野村ノ兄弟ハ御来北ト存居候将来北海道ガ担フ責任タルヤ大ナリ吾儕キリスチアンハ自重シテ働カサル可ラズト覚悟罷在候願クハ吾儕ノ為ニ御祈り被下度候……後略……⁽⁸⁾

しかし、これら二つの事業は、大井上等の協力もあり、許可をみつつも「一部利害関係者の強い反対と横槍によって」⁽⁹⁾実現しなかった。

次に監獄改良事業の一環として為された雑誌刊行の件について触れておかねばならない。その一つは『教誨叢書』である。留岡はこの雑誌について「当時は監獄の改良も幼稚であつたから、囚人看読用の書物としては其種類の極めて少なかつた時なるが故に、殊更にかゝる雑誌は長期刑に処せられた囚人の為には必要欠くべからざるものであつた⁽¹⁰⁾」と述べている。それは前の「引用」(注(4)、(5))にもあるように、明治二四年一〇月頃に企画され主に留岡の尽力があつたものと思われ、囚人に対する教誨と教育を意図したものであろう。

しかし、残念乍らこの雑誌を涉猟し、被見することが出来得ていない現在、『監獄雑誌』『獄事叢書』等により目次を、『基督教新聞』留岡の『日記』等からその関連記事を拾っていくしか術がない。

それによれば、頭初、それは『同情』という名で刊行され、第五号より『教誨叢書』と改題され、樺戸の同情会より月刊雑誌として、約三〇〇〇部出版されており、小型八〇ページの雑誌であった。⁽¹¹⁾その発行の趣旨には「同情は天

の吾人に賦与せし一の性情なり吾人此性情を有す何ぞ其区域を限らん天下の喜ぶ者と共に喜び哀む者と共に哀まのみ然れども萍零依る所なき彼の孤子獄窓に呻吟する彼の罪囚の如きは就中憐むべき者なれば吾人は吾人の同情を主として彼等に注がんと欲す⁽¹⁹⁾とあり、誌上には勸話、経済、理学、作文、読方等の諸欄があつて「勸善の読本」のみならず「初等教育の一端」をも企図したものである。執筆者の主たるものは彼の「北海道バンド」の連中であり、留岡も多く書いている〔著作集〕第五巻収載「留岡幸助論文目録」参照。

留岡がこの雑誌について詳述しているのは『日記』に収載されている次のような文章である。

蓋し同情会より発行せんとする教誨叢書の発刊や、見る所なくんばあらず。抑々政府が監獄改良に力を尽す大なるものありて存すと雖、その弊害の一ツともなり易きものハ凡の運動御役目的、語を換へて言はゞ、機械的に流るゝ弊是なり。故に吾人が同情の在監者を活かすに力ある、言ふまでもなきことなり。吾人が獄事に尽すの微意茲に外ならず。

人世の秘訣一ツにして足らずと雖、同情は此れその内の一大秘訣なり。同情の精神は悪を征し善を強むるに外ならず。聊か感ずる所ありて、同情会の運動は明治二十二年^(四六)の暮秋を以て始り、爾來茲に三年八ヶ月。毎月一回教誨叢書を発刊して、零碎たる七千有余の在監者を涵養し来れり。此間の苦辛再び思ふだに心寒きを思はずんばあらず。然るに天哉同情会の籠子教誨叢書は三年と八ヶ月の齡を以て永逝せり矣。吾人は一子を喪ひしよりも尚断腸の感なくんばあらず。吾人微なりと雖、此間この寵児を愛育したるを思はゞ、断腸せざらんとするも又得可らざるなり。天、人の子を奪つて再び其人に子を与ふるを思はゞ、聊か慰むる所なきにあらずと雖、苦勞と困難の衷に育てし寵児の往きしを思へば、涕澎湃たらずんばある可らず。吾人は慈母が姑息の愛を以て喪児を弔するの愚を学ぶも

のにあらず。吾人が悲嘆は只如此痴情に迫られて悲しむものにあらず。又理によりて悲しむこと大なりと謂はざる可らず。

何を平理によりて悲しむと云ふ。曰く説あり、方今監獄改良の声高く、政府は銳意以て此に当ると雖、その改良や制度即外部に於るの改良にして、未だ以て囚者の心意に徹底するものにあらず。是れ余の一私言にあらず。既に業に爛眼家の看破する所なり。故に吾党ハ茲に見る所ありて、囚者の心意を開拓肥饒せん為に、教誨叢書なるものを月刊し、彼等の心性を涵養せんことを務むる茲に年あり。今一朝にして廃刊の厄に遭ふ。今後何を以てか此を保欠せん。蓋し吾人の悲嘆も偶然にあらざるを知るなり。

吾人が方今此の叢書に重きををく。蓋し故なきにあらず。如何んとなれば我國の監獄や表面教誨に重ををくが如しと雖、裏面ハ然らず。吾人は当局者の教誨事業に對する思想の甚だ冷淡なるを悲しむ。是れ公然の秘密となれり。泰西諸国の監獄や教誨の盛んなるのみならず、此れニ加付するに完全なる書籍館ありて、在監者の心靈を涵養するに至れりと謂ふ可し。我國や然らず。未だ嘗て一監獄と雖、完全なる書籍館の設けあるを聞かず。於是か教誨叢書体の看読書籍の必要更に大なるを感せずんばある可らず。

誰か奮起して如斯叢書を再興するものぞ。吾人がこの種の看読書籍を監獄界に再び歓迎せんとするの情炎、実に熾なりと謂ふ可し矣。

これは、明治二八年八月、大井上が非職したことを知り、『教誨叢書』が廃刊の危機に追いこまれていると予断し、『教誨叢書』を弔する「意味で認められたものであるが、留岡のこの雑誌のみならず、監獄改良にかける気魄が窺知できえる。

又、明治二七年四月から『獄事叢書』が発刊されている。これは編輯人に原胤昭をおき、発行所は北海道樺戸郡月形村同情会で毎号本文三〇ページ程度と附録が収録されている。書いているメンバーも『教誨叢書』と同じような人々であるが、『教誨叢書』が囚人を主に対象にしたのに対し、『獄事叢書』は監獄の問題を江湖に訴えていくという傾向がみられる。この雑誌は爾来月刊雑誌として明治二九年五月の第二五号迄（即ち留岡が米国へ遊学していた時期におよそ相当する）は被見でき、二六号からは留岡が編集担当予定になっているけれども、それ以降については発刊されたかどうかは不明である。未だ涉猟の段階で速断はできぬが、連袂辞職で中心メンバーが各地に四散してしまった事を考慮に入れば廃刊になったものと思われる。ともあれ、留岡やその周辺にいる人々の努力により、監獄改良を目的とした雑誌を発刊し、囚人教育・教誨、免囚保護、監獄、行刑の諸問題を世論に訴え喚起していった事は極めて重要な意義を持つものと言わなければならない。

- (1) 森山武市郎『司法保護事業概説』（昭和一六年、常磐書房）二〇―二三ページ参照。
- (2) 標茶町史編集委員会編『標茶町史考』前篇（昭和四一年、標茶町）九一ページ。
- (3) 明治二四年九月二三日から一〇月二八日までの北海道内の旅行記である。『日記』第一巻、一三三―一五〇ページ。九月二四日には新渡戸稲造に会い監獄の事やそれに関する書物、例えばロンプロゾー等の事を聞いている。留岡らの事業を札幌バンドの人々や札幌の教会員達が支えていた面も重要である。
- (4) 『日記』第一巻、一四三ページ。
- (5) 同右、一四四ページ。
- (6) 同右、同ページ。
- (7) 同右、一五五ページ。

- (8) 留岡幸助書簡、丹波第一教会須知村諸兄姉宛、明治三十五年一月四日（丹波新生教会所蔵、『著作集』第五巻収載予定）。
- (9) 重松一義『北海道行刑史』二六六ページ。
- (10) 『人道』二二九号。
- (11) 『基督教新聞』第四四八号（明治三十五年二月二六日発行）には『同情』について「『同情』という雑誌を今回北海道市来知監獄の教誨師諸氏の手によりて囚人のために発行したるよし、其第一号は三千四百十五部印刷したるよし向後平均三千部の印刷の見込みなりといふ」とある。
- (12) 『基督教新聞』第四六五号（明治三十五年六月二四日発行）。
- (13) 『日記』第一巻、五七四—五七五ページ。

(二) 北海道冬期学校

留岡が空知時代に為した事業でもう一つ重要なのは、冬期学校（短期学校）を開催した事である。第一回の冬期学校は留岡が渡米する直前、明治二十七年三月二日から五日迄の四日間に亘り、空知教会でもたれた。この背景には教会振興のための事業に止まらず、空知地方の近辺の各事業連携を計り、産業振興—開拓精神の称揚が意図されたものである。講話内容も社会・監獄問題から教育、経済、理学、宗教、倫理にまで及び、毎回百名を越す盛況であった。この様子は「第一回北海道冬期学校報告」として『基督教新聞』（第五五六号¹）で報道されたが、それに基づき、第一回の全容を紹介しておく。

三月二日 午前九時—十一時 感話祈祷会

題警醒 羅馬十三〇

司会者 高北三四郎（樺戸）

奨励者 留岡 幸助(市来知)

同 立山 一郎(奈江)

集会者 十四名

午後六時半—十一時 公開演説会

司会者 留岡 幸助

講演者 教育の目的 岩谷英太郎(札幌師範学校教職)

監獄談 畑 一岳(北海道集治監空知分監長)

人性論 松浦 松胤(札幌美以教会)

集会者 百三十余名

三月三日 午前九時—十一時 感話祈祷会

題 キリストの心を以て心とせよ(腓立比二〇)

司会者 立山 一郎

奨励者 光 小太郎(小樽)

同 留岡 幸助

集会者 三十余名

午後六時半—十一時 公開演説会

司会者 原 胤昭(樺戸)

監獄談

留岡 幸助

宗教的感情

光 小太郎

罪囚遺伝

松村 松年 (札幌農学校)

五丁步經濟談

小田切栄三郎 (札幌農学校)

集會者 百十余名

三月四日 午前九時——十一時 晚餐礼

司會者 塩見孝二郎 (岩見沢組合)

説教(神ノ子)四方 素 (札幌)

司式者 留岡 幸助

四方 素

集會者 五十余名

午後四時 教役者会

松浦 松胤 (札幌美以) 光 小太郎 (小樽日本)

塩見孝二郎 (岩見沢組合) 高北三四郎 (樺戸美以)

原 胤昭 (樺戸教諭師) 水崎 基一 (同上)

立山 一郎 (奈江組合)

四方 素 (札幌独立)

留岡 幸助 (市来知教諭師)

末吉 保造 (市来知教諭師)

午後六時半——十一時 公開演説会

司会者 末吉 保造

講演者 佐久間象山論 水崎 基一

信神の幅 四方 素

禁酒懐旧談 原 胤昭

一実地農業談 小川 二郎（札幌農學士）

集會者 六十余名

三月五日 午前十時——十二時 感謝会

首會者 長野 開鑿（樺戸武市農場）

感話 地方來校者 数十名

集會者 三十余名

閉会の祈禱 留岡 幸助

午後六時半——十一時 懇親会

司會者 末吉 保造

集會者 百三十余名

そして第二回冬期学校は岩見沢で開校することに決定し、継続委員として武市安哉、原胤昭（樺戸地方）、小川二郎（名張地方）、松浦松胤（札幌地方）、塩見孝二郎（岩見沢地方）の五人に託された。因に第二回は明治二八年一月八日から十四日迄、岩見沢で、第三回は翌年一月一日から一八日にかけて、札幌で開かれた。

留岡は第一回冬期学校について、諸講演が為した「社会問題の精神」は「宗教的精神」に基づくものであり、「生ける十字架の宝血に潔められし弁士の口を通して出でたる講話」であるが故に「暗き処に光を与へ、失へる人心に生ける塩味を与へ」たものと、その「精神」を高く評価し、「社会改良を任ずるの志士は須らく十字架の宝血に自己の汚心を清められ、以て大に世の為に尽くすものならざる可らざることを」と「生ける生命力ある」キリスト教に基づく社会改良の必要性を披瀝したのである。⁽³⁾

こうした冬期学校を開催した事については、留岡が後に回顧したように、地方改良講習会の嚆矢という点は無視できないけれども、ここに集まった人達は「大に我北海道の爲めに尽さんことを約して散会せり」とあるように、北海道開拓に夢を抱いた人々と称してよい一群であった。維新以来、赤心社（日高）、晚成社（十勝）、北光社（北見）、或は、明治二四年同志社神学生の志方之善、丸山伝太郎、高林庸吉らが中心になって、米国に似せたピューリタン村を建設しようと試みた「インマヌエル村」の試み等々と比肩でき得るものがあると言えよう。⁽⁵⁾ この冬期学校の開設に尽力した武市安哉（聖園農場）も自由民権運動から政治の挫折を経験し渡道した人の一人であった。⁽⁶⁾ 留岡らを含めた「北海道バンド」の人々にも、単なる教誨事業と伝道の外に北海道にかけける期待と夢とは、当時の内地の社会状況と相俟って、大きかったことは推察されうるところである。

留岡は米国に渡ったその年の九月「決死隊」という題目で「北海道ヲ不道德ノ地獄ヨリ改良セントナレバ、先ヅ初メニ決死隊十人ヲ選抜スルコト大切ナリ。吾人ハ多人ヲ得ルト云ハズ。主ノ爲ニ、北海道ノ為ニ、死ヲ決スルモノ十二人ヲ撰ブコト大切ナリ。而テ北海道ヲ改革シ救拯スルコトハ教育ト伝道ノ二ツニヨル」と開陳し、具体的な方法

（計画）を描いている。

そして、

監獄改良トシテ札幌ヲ去ル里余の地ヲトシ、出獄人保護会ヲ設立シ、此内ニアル志士ヲシテ、出獄人ヲ拯救スルト同時ニ、大ニ四方ニ吾人ノ勢力ヲ示スコト大切ナリ。凡テ札幌ニアル吾党ノ働ハ出獄人会ヨリ大ニ補助ス可シ。妻ヲ有スル者ハ妻ト共ニ献身ス可シ。娘ヲ有スル者ハ娘ト共ニ、兄弟ヲ有スル者ハ兄弟ト共ニ献身ス可シ。吾人四、五人ノ者献身セバ、何ヲ以テ乎北海道ヲ動カス能ハザラン。熱氣ノ達スル所堅氷解ケ、靈光ノ發スル所妖魔退クハ、古今ノ確事実ナラズヤ。斯クシテ、四五年ヲ経過セバ、吾人ノ道德力ハ四方ニ達シテ志アルノ士ハ雲合霧集ス可シ。

吾人今ノ時ニ於テ大ニ為サズンバ、良機ハ空シク去リテ又得可ラザルニ至リテ止マンノミ。今ノ時ヲ外ヅシテ国家ヲ愛スル者、邦小ナリト雖其精神ト風土ヲ以テ五大州ニ卓越スル吾日本ヲ、争力、道德萎靡ノ裡ヲリ救フコトヲ得ンヤ。今日ノ弊ハ次第ニ学問アル者増加シ、論議くわしくなりて、徳ハ古人に及び難く、みすく元氣ヲ萎靡シ、国家ヲ危殆ナラシムルナリ。我党ノ決死隊必ズ此急務ニ向ツテ救済ヲ試ムル敢テ難シトセザルナリ。吾党ノ天職茲ニナクンバアル可ラス。

と自己を含めた「北海道バンド」の生くべき方向を描いていた。しかし、留岡が夢みた北海道への理想は次にみる「連袂辞職」という形で崩れ去ったのである。そして、再度、彼が北海道で新しく己が思想を展開するのは、大正三年の「感化農場」——「新農村」の建設をまで待たなければならない。

注

- (1) 『基督教新聞』第五五六号(明治二十七年三月二三日発行)。
- (2) 第二回については湯浅与三文書中の「岩見沢教会」に依拠し、第三回については『基督教新聞』第六五二号(明治二十九年一月三一日発行)に詳細が報じられている。
- (3) 『著作集』第一巻、四九一五〇ページ。
- (4) 『基督教新聞』第五五六号。
- (5) 福島恒雄『原野に祈る―北海道開拓とキリスト教』(昭和四八年、さっぽろ朝褥会)参照。
- (6) 武市は明治一八年高知教会で片岡健吉らと共に宣教師ナツクスより洗礼を受け、同二四年以来国会議員を奉職していたが、同二六年辞職し、北海道浦臼で聖園農場を拓いた(翌年一二月死亡)。留岡は武市に明治二五年一〇月、武市が國事犯の面謁の爲め来道した時に会っている(『日記』第一巻、一七六一―一七七ページ参照)。因に土佐出身で自由民権キリスト教北海道と同じような運命を辿った人に坂本直寛(北光社)がいる。
- (7) 『日記』第一巻、五七〇―五七一ページ。

四、「連袂辞職」をめぐる

留岡は明治二六年一二月二一日より、「静岡県浴道ノ監獄ノ視察」⁽¹⁾として出張を命ぜられ久方振りに内地の知友を訪い、且つ各地の監獄を歴訪し、愈々米國留學の爲め、翌三月北海道を發つことになる。⁽²⁾そして、五月一日、小河滋次郎夫妻、本井、丸山、堀等の旧友に見送られ、船中の人となった。そして彼は船中にて事業の前途遠遠なるを思い、「嗚呼神ヨ、余ノ不肖ヲ助ケ、此事業ヲ成功セシメヨ。日本現今ノ八万ノ囚徒ハ暗夜ニ迷ヒツツアリ。民間ノ志士ハ斯事業ニ向ッテ一滴ノ涙ヲ瀼ガズ。此難事業此時勢豈多少ノ感ナシトセンヤ」と、己が監獄改良に懸ける覺悟を記している。爾後彼は、明治二九年五月欧州を廻って帰國するまで、約二カ年米國で、監獄改良事業、感化事業等の

研鑽、実地見聞を広めることになる。大塚素も二八年二月留岡の後を追ひ米国に渡ることになり、その間、北海道では新しく、山本徳尚、牧野虎次がキリスト教教誨師として渡道し、生江孝之も樺戸教会牧師として、更に近藤賢二も短期間であるが斯業に携つていく。

留岡の米国留学時代については別稿に詳論するとして、ここでは、留岡なき後の北海道でのキリスト教教誨師の動向、就中、彼等の「連袂辞職」に至る経緯についてみておきたい。何故なら、留岡の空知時代を解明するには、序でも述べたように、留岡個人にまつわる問題と共に、他のキリスト者、とり分け「北海道バンド」の人々との連繋の許でみていかねばならないわけであり、この輝やかなしいキリスト教教誨師の活躍の「終焉」―「連袂辞職」の中に、彼の空知時代の核心に肉薄する鍵が込められていると考えるからである。

先ず連袂辞職が達するまでには、大井上輝前の不敬事件について触れて置かねばならない。周知のように、明治二〇年代はキリスト教界にとって信仰自由の問題と、教育勅語（明治二三年）の発令に伴う、国権の強化の許でキリスト教界への受難の期間でもあった。その受難とは不敬事件として、例えば明治二四年の内村鑑三事件、熊本英学校長奥村禎太郎事件（同二五年）、熊本八代高等小学校事件（同年）などがあり、この大井上不敬事件もかかる事件と同様の性格が見出される。

しかし、個別大井上不敬事件を見る時、我々は北海道行刑の問題を看過しては決して語れないのである。そしてそれは囚人労働の問題とも密接に連関している。

北海道に於ける囚人労働の歴史は金子堅太郎の「北海道三県巡視復命書」にある「宜シク此等ノ囚徒ヲ駆テ、尋常工夫ノ堪ユル能ハザル困難ノ衝ニ当ラシムベキモノトス」という、殖産興業政策の一環として、或は「彼等ハ固ヨリ

暴戾ノ悪徒ナレバ其苦役ニ堪ヘズ、斃死スルモ尋常ノ工夫ガ、妻子ヲ遺シテ骨ヲ山野ニ埋ムルノ惨情ト異ナリ、⁽⁸⁾と
いうような囚人の人權を一切無視したものであり、それは集治監の設置と相俟ち道路開鑿事業や炭鉱、鉱山採掘に使
役する極めて過酷な外役労働にあった。大井上輝前が就任した釧路集治監の囚人も、明治一九年より、跡佐登硫黄採
取の労働があつた訳だが、それは、「出役者ノ過半ハ眼疾ヲ患ヒ次デ失明ノ不幸ニ陥ル」⁽⁹⁾事態を生じ、謂わば「緩漫
なる死刑」⁽⁸⁾の様相を呈したものであつた。この非人道的処遇に対して廃止の運動を展開したが、原や大井上の功績
であつた。

大井上は其後、明治二三年八月に樺戸集治監へ赴任するが、そこでは空知集治監の獄内事情、即ち幌内炭坑での
囚人労働の過酷さと彼の開明的、人道的行刑思想とは相容れなかつたことは容易に推察されることである。大井上
義近は当時の幌内炭坑での非人道的な外役労働に触れ、「朝は早く晩は遅く十時間以上も栄養に乏しい食物を与へられ
重労働を強制せられて居つた有様であつて、懲戒も極端に、人命の価値などは毫もかえりみられてをらなかつたので
ある」⁽⁹⁾と回顧している。又、当時の行刑学者であつた岡田朝太郎は、明治二六年夏、幌内炭坑を視察し、そして、そ
の状況は彼の著書『日本刑法論』で取り上げられた。⁽¹⁰⁾

しかし、大井上等の努力にも拘わらず幌内炭坑に於ける囚人労働は容易に廃止されず、むしろ、それを合理化する
論稿も現われている。例えば、明治二七年四月、印南於菟吉は『監獄雜誌』に「作業の性質を論じて北海道炭鉱業に
及ぶ」⁽¹¹⁾を発表し囚人労働を敢えて肯定している。これに対し徹底的な反駁を加えたのが留岡である。留岡と囚人労働
廃止との関わりは論稿としては空知在住時期には見当たらないが、異郷にあつて印南論文に一撃を加えようとする意図
にそれが充分看取できよう。留岡は、「余は犯人の心性を矯正する方法たる作業として、囚人を炭鉱業に就役させる

ことは頗ぶる不同意なり、恐くは此ことに關して論ずるにつきては余は最も其資格を有するものと云べし」と論じ、次のように述べている。

蓋し本年四月まで四年間北海道集治監教癩師空知分監詰を拝命し、大に幌内外役所（即ち炭鉱業に服役する囚人を拘禁する所）在監者には種々の工風を運らして教癩せしものなり、然れども余が四年間の教癩殆んど水泡に属せしにはあらざる乎と思ひしこと数々なりき、如何となれば炭鉱業は感化に必要な希望、即ち囚人の希望心を絶滅ならしむればなり。

何をか絶滅と云ふ。曰く説あり、朝に坑内に出役するの囚人は夕に帰るの望甚だ少なければなり、蓋し朝に出役したるもの瓦斯爆発の爲め、若くは落磐の爲め頓死すること数々なればなり、以是老頑最悪の囚人中には採炭服役を悦ぶものありと雖、そは坑内にて犯則をなす欲望心より、稍々改悛したる罪囚は坑内に入ること戦々競々の念止まず、日には幾度か署長に拜謁を乞ひ分、監婦監を志願するもの接踵引きも切らず、余は数人署長より囚人の志願につき説諭に困まると云ふことを聞きしなり、何が爲めに彼囚人は署長をして忙殺せしめん斗りに頻繁に分監詰換を志願するか、他にあらず朝に出で、夕に帰るの希望なければなり、故に余は典獄分監長より数々炭山教誨につき諮問に与りしは、只以て答ふるものは左の語なりき。一日煖めて十日冷やす。¹²

囚人労働については、明治二十七年一二月開催の第八回帝國議會でも議題となり、大井上典獄等の尽力で、時を同じくして廃止されるに至った。このような状況の中で大井上は非職（二十七年一月）に追いやられるのだが、それへの伏線として、彼への不敬事件も位置している。

扱て、大井上個人として直接的な刃が向けられるのは二五年一〇月『繪入自由新聞』に掲載された次のような記事

である。

我邦の集治監、監獄は憲法發布以前は大抵真宗の僧侶教誨師として幾分の手当にて専ら囚徒に教誨せしか、去る廿二年二月憲法發布以來宗教は信仰の自由なるより空知集治監にては典獄大井上輝前氏か仏教を廢し更らに基督教誨師を置き囚徒に教誨し其の成跡如何は知らされとも次て官制改革となり、北海道の各集治監は樺戸を本監として、空知、釧路、網走は各分監となし、矢張り大井上氏は典獄なりしより悉く囚徒の教誨を基督教として是れまで例年一月元旦には天皇陛下の御眞影を囚徒に拝参せしめしに、本年一月の元旦には大井上氏之れを各分監に命し、陛下の御眞影を脱して物置の隅に押し入れ囚徒に拝せしめさりき、囚徒は何故に斯くの如くなるやを疑ひしに全く基督教信仰の結果なりとのことなるか、苟も集治監の典獄たるもの何たる不敬そや、⁽¹⁴⁾

これに対し、当時、井上哲次郎はこれを「國家的思想と相背馳する」ものと批判したが、大井上は「元來御眞影は囚徒に拝せしむべきものにあらず、それを拝せしめしことあるなし」、そして、「基督教徒にして教誨師たるものありと雖も是れ囚徒に向つて基督教を説く為めのものにあらず、教誨師の務は倫理の講究に止まり、決して宗教のことを云はず、但し囚徒中より特志を以て基督教を聞かんと欲する者は別に集合を設けて之を教ゆることなり」と弁明したといふ。⁽¹⁵⁾

當時の状況を留岡は「日記」に大井上と談合した時を、「又近頃ハ余輩ノ主義ニ反対スルモノ杯アリテ、天皇陛下ニ不敬ヲキリスチャンハナストテ、有モセザルコトヲ実ニ有リゲニ書クモノアリ。現ニ此日ノ北門新報ニ樺戸ニアリシ不敬事件トテ、散々ニ集治監其レニ關係アル人々ヲ惡シ様ニ言ヘリ。無根ノコトヲ画キ、針小棒大正人ヲ陥レントスル所作悪ム可シ」と記している。真にかかるフレームアップ、事実無根の根拠は、当時のキリスト教界への国家

的運動からの策動に相俟ち、世論をうまく利用し、大井上典獄以下のキリスト教教誨師の排斥を意図したものである。それは、北海道各集治監に於けるキリスト教教誨師の「輝かしい成功」が故に齎らされた結果であるといわなければならない。そして、その「張本人」たる大井上への非職に向けての攻撃であった。それがより具体化するのが明治二十七年より幾度か行なわれた内務省による北海道集治監への調査・復命である。

先ず明治二十七年一〇月の「復命書」¹⁸には、各集治分監の実状がかなり捏造された形で報告され、結論として、「北海道ニ在ル監獄ハ集治監及地方監獄トモ典獄ノ主義、監督ノ方法完全ナラズ」と典獄の責任を挙げており、大井上は前述の不敬事件とかかる内務省との両撃に合い、二十七年一月辞職を止むなくされるに至った。この明治二十七年の「調査」は「之レヲ内務大臣直轄ノ下ニ置クトキハ以上ノ弊ヲ除去シ事ニ錯誤遅滞ノ虞ナク監督法ハ却テ周到統一ナルベクシテ又集治監管理ノ主趣ニ適スルモノナルベシ」とあり、この構想は翌年七月、北海道集治監の官制改革に具現化するのである。このような内務省の意図するところはキリスト教教誨師の排斥を断行することにあつたことは明白であり、次に明治二八年七月の調査―「復命書」¹⁹中にはそれが記されてある。例えば「復命書」中の「教誨方法ノ件」についてみてみよう。

教誨方法ノ件

本道ニ於テノ宗教ハ最モ有名ニシテ即チ耶蘇教ヲ採ル所ノモノ是ナリ教誨師二名共ニ宗教家ナリ今其教誨ノ模様ヲ見ルニ日曜教誨ニ在テハ千有余ノ囚人、輪奐ノ美ヲ極メタル堂ニ集マリ以テ教誨ヲ聴聞ス奸悪ノ囚人容易ニ説破スルコトヲ得ザルカ、囚人ハ何レモ眼ヲ転ズルカ否ラズンバ頭ヲ低レ窃ニ惰眠ヲ貪リ致テマタ聴聞ニ意ナキモノ、如シ其説ク所マタ晦渋不解ノ漢語ヲ繰リ或ハ洋語ヲ交ヘ恰モ壮士ノ演説会場ニ臨ムガ如キ心地セリ殊ニ総囚教誨ノ

後、特別教誨ヲ行フガ如キハ各囚人懷裏ヨリ聖書ヲ探リ出シ翻閱ス教誨師ハ其聖書中或一節ヲ朗読シ以テ教誨ヲ施スガ故ニ紙ヲ翻スノ音堂内ニ滿チ或ハ傍囚ニ其何レノ節ナルヤヲ聴ク者アリ甚シキニ至テハ大声シテ教誨師ニ向ヒ何節ナルカラ尋問ス喧囂不紀律極マリナシ而シテ其教誨ハ宗教ニ熱中シタル者ニ非ズンバ聞クニ堪ヘザル所ノモノ、特別教誨ニシテ既ニ斯ノ如シ彼等囚人ノ教誨ニ対スル感情亦窺ヒ知ルニ足ルベキナリ 恐ラク此教誨ノ方法ヲ一変シ以テ紀律嚴正ヲ確保スルニ非ズンバ到底其効果ヲ得ルコト難カラシ是等ハ少ナクトモ教誨師其人ヲ撰択スルニ非ズンバ為シ能ハザルヘシ

これは「復命書」中の一端にすぎないけれども、「教誨ノ方法ヲ一変シ」「教誨師其人ヲ撰択」されねばならないとする報告に、内務省の意図が明白に読みとれ、そして、それが如何に中央に対して重要な効果を及ぼしていったかは容易に推察されるところである。

このようにして、内務省の路線は大井上を非職に追いやり、北海道集治監を内務省の直轄として、管理を強化し、大井上の後任として石沢謹吾を典獄に送り、そして仏教の教誨師を雇用するに至ったのである。こうした措置は、石沢の「照会」⁽²⁰⁾にも窺え、具体的には伊藤智満(樺戸本監)、中島圓諦(空知分監)、五峰賢道(十勝分監)、光弘祐言(釧路分監)、清水信成(網走分監)等の仏教教誨師が着任することになった。

かかる教誨師の併置は、従来、道義教誨を重視し、一貫した方針で遂行してきたキリスト教教誨の方法の混乱を招いたし既従のキリスト教教誨師達が辞職を余儀なくさせられる運命は自明の事であったといえよう。そして、次のような「趣意書」をもって彼らは「連袂辞職」をなしたのである。

茫々たる窮北の荒野、樹木鬱蒼たる未開の天地、拓地殖民の爲めに万事を設了せらるゝの時に当り明治十四年を

始めとし重罪囚を渡北拘禁せしむる事となり、明治二十四年集治監官制を改め本監は分監となし當時は石狩国樺戸郡月形村に本監を置き石狩釧路北見十勝国に四分監を見るに至れり而して其の最も特色とせるは基督教信徒の教師を任用せられたる事之なり吾儕漫に其の選を蒙り敢て薄徳淺識たるを忘れ七千の囚者改善の重職を汚せり中霄靜思黙念す豈に戰慄私懼せざらんや幸にして勤続今日に至りしもの内には司獄当局者指導の深厚なるあり更に満天下博愛慈仁の士が後援ありしに依らずんばあらず感鳴何ぞ堪えんや。

近者北海道集治監教誨方針改革の議あり着々其歩を進められたるものあり而して不幸にして吾儕平生の抱懐と同趣ならざるあり終に各自辭職の請願をなせしが幸ひに聴許を蒙るに至れり。人事錯綜粉雜固より一因一果を結ぶ如く平易ならんや然れども進退去就を明にし天下交友の知遇に対し吾儕今回の挙措已むべからざるに至りし一斑概述せしめば、

第一、道義教誨主義を採用せられざりし事

監獄教誨の事に意を勞する者は先づ道義教誨の可なる乎宗教教誨の可なる乎との問題に觸着せざるなし吾儕見聞淺狹識見盲昧たりと雖も夙に道義教誨を称導し宗派に偏倚せず専ら道義の赫々たる大光により習癖多々たる囚者の頑腦を打破し再生的新人間をなすを以て心となせり不似當らずと雖も又之れ倫理的教育たるもの徹志によらずんばあらず然るに改革の方針宗教教誨の傾あり之れ吾儕の甘じて留任し能はざる第一理由なり。

第二、作業經濟に偏重して感化教誨に重きを置れざる事

今日の我國の獄制上到底米洲の如く監獄之れ教誨たりとの理想点に達する能はざるは又語を俟たんや然れども若し夫れ感化教誨は有邪無邪の間に埋没せられ常に戒護作業衛生等と均一平等に進歩するの方針にあらずんば到底教

誨師の驥足を伸ばして留任するの必要なし透徹の識なく或は誤了の譏を免れざるものあるや知らずと雖も之れ吾儕の処決せし第二理由なり。

第三、教誨師としては幾宗派の人物を並用すべきものにあらざること

吾儕は教誨の教育事業たりと信ずるを以て過大の重きを宗教に置かず然れども一宗派の人物に教誨師の官職を帯びしむる以上は他宗派の人物を用ゆべからざるを信ずる也固より臨時招聘教誨せしむるに於ては何宗たるを問はず敢て異議を挟まざるのみならず喜んで然らん事を欲す然れども連袖提携同監に於て同一の囚者に異派をして毎時教誨すべしとは吾儕其善後に就き良果の存するを認めず狹隘隔離の天地、囚情紛乱宗派の紛争を来す豈に堪へんや之れ吾儕は新に並用せらるゝ仏教教誨師と並机其職に当れとの官命に対し辞職せざるべからざるに至りし第三理由也。

以上只だ梗概に過ぎず、翻想省念吾儕又不敏任務に孤負する多々あり只だ天下一片監獄教誨に意を勞するものあらば吾儕の微衷を看取せられん事を所期する也

明治二十八年十二月

原 胤 昭

末 吉 保 造

水 崎 基 一

牧 野 虎 次

山 本 徳 尚

真にこの趣意書を当時在職の五人は痛恨込めて書いたものかと思われ、就中、原は明治二十一年四月以来、八年半囚

徒の為に身を献げたことを想えば、その怨恨は計り知れないものがあつたと言えよう。それは遠く故国を離れた留岡にしても同様の心境であつたことは想像に難くない。この連袂辞職の件を原の書簡で知つた留岡は「日記」に「此れでスツパリ北海道集治監はきりすと教主義を放逐せり。可憐なるは七千有余の罪囚なり。いざ此よりは頑連なる司獄官の頭上に一撃を加ふるの時来れり真正の言論自由は吾人の頭上にありと云ふ可し」と覚悟を記しており、この言葉は、彼の監獄改良に取り組む情熱の強固さと理想の崇高さを物語るものであろう。そして、連袂辞職は「北海道バンド」の「バンド」たる所以を証左するものである。かくして極北・嚴寒の荒地で留岡らが理想として燃えた「精神の開拓」事業は一応の終焉を迎えたけれども、留岡のこの空知で培つた思念は米国でも生かされ、故国日本での事業を想定する為の源泉となつている。かかる意味でこの連袂辞職は留岡にとつても一つの事業の結末と共に新しい事業の出発であつたと言わなければならない。

(1) 『日記』第一巻、三三七ページ。例えば一月八日(明治二十七年)の彼の『日記』には岡山孤兒院で石井十次に会つている(同書、三四二ページ)。

石井十次は『日記』に「富岡兄来訪、渡辺(亀吉)筆者注、君宅に於て談話、(一)兄が米國行の計画予と渡辺君は今日君が渡米は尚早しと忠告し出来得べくんば出獄者のために身を殺して仁をなし玉へと勸む氏いまは得意熱のために四十度五分にあり」と認めてゐる。『石井十次日記』明治二十七年(昭和三八年、石井記念友愛社)一一ページ。留岡はもう既にこの頃より渡米の情熱にかきたられていた事が窺える。

(2) 留岡の「日記」には三月十一日の段に「午後二時ヨリ教諭堂ニテ千三百人ノ囚徒ニ別ヲ告ゲン為ニ、告別ノ辞ヲナス。分監長、末吉ノ両君拙者ノ辞職ニツキ演舌セラル。其ヨリ両病監屏禁監ヲ巡視シテ、別ヲ囚徒ニ告グ」(『日記』第一巻、三八六ページ)と記されてあり、小樽を経つたのは三月二十二日である。

- (3) 『日記』第一巻、三九九ページ。
- (4) 生江孝之については、篠崎篤三他編『生江孝之君古稀記念』(昭和二年、生江孝之君古稀記念会) 生江孝之先生自叙伝刊行委員会編『わが九十年の生涯』(昭和三年、日本民生文化協会)、近藤賢二については、『近藤賢二爵追懷録』参照。
- (5) 北海道庁編『新撰北海道史』第六巻、史料二(昭和二年)六一九ページ。
- (6) 同右、六一八ページ。
- (7) 標茶町史編集委員会編『標茶町史考』前篇(昭和四年、標茶町)七二二ページ。
- (8) 同右、七三二ページ。
- (9) 寺本界雄編『権戸監獄史話』(昭和五年、ともだち社)二二〇ページ。
- (10) 岡田朝太郎『日本刑法論』(明治二十七年、有斐閣書房)七七五ページ以下参照。
- (11) 『著作集』第一巻所収、八二一―八四ページ参照。
- (12) 同右、八一―八二ページ。
- (13) 大日本帝國議會誌刊行會編『大日本帝國議會誌』第三卷(昭和二年)三六一―三六二ページ。
- (14) 関卓作編『井上博士と基督教徒』(明治二十六年)六〇ページより引用。
- (15) 同右、六三―六四ページ。
- (16) 山本秀煌『日本基督教教会史』(昭和四年、日本基督教教会事務所)一九七―一九八ページ。
- (17) 『日記』第一巻、一八二―一八三ページ。明治二年一月一日の段。又、同年一月一日の段には「当時新聞ニ見ユル所ハ、偽國家論者ガキリスチアノヲ退クン為ニ種々ノ卑説怪行ヲナス。其一人ハ熊本県松平氏ナリ。横井、綱島ノ両君文部大臣ヲ問ヒ談論アリタル由、時事新報中ニ見ヘタリ」と記している(同書、一七六―一七七ページ)。
- (18) この「復命書」は明治二十七年一月一日の日付をもつて内務属坪井直彦により内務大臣井上馨に提出されたものである(矯正協会所蔵)。
- (19) この「復命書」は明治二十八年七月二八日の日付をもつて内務属石渡伝蔵、同坪井直彦、同印南於菟吉、同川田高之助、庶務局傭山浦治により内務大臣野村靖に提出されたものである(矯正協会所蔵)。
- (20) 兼テ及御協議置候本分監教諭師ノ件ハ来月一日以降実行致度候ニ付御都合次第可成早々左ノ區別ニ依リ夫々適任者御選定ノ上履歴書一通ツ御差廻シ相成候様致度傳給ハ一ヶ月拾円ツニシテ且ツ採用ノ義ハ直ニ各監ニ於テ辞令書相渡候旨ニ付右御合各監へ出向方御取計

相成度此段及御照会候也

明治二十八年九月二十一日

函館東本願寺別院 小早川 鐵 禪殿

典獄 石 澤 謹 吾

記

- 一、北海道集治監 (樺 戸) 一人
 - 一、空 知 分 監 (市来知) 一人
 - 一、釧 路 分 監 (標 茶) 一人
 - 一、網 走 分 監 (網 走) 一人
 - 一、十 勝 分 監 (帯 広) 一人
- 計 五人

(『日本監獄教諭史』下、一七六四—一七六五ページ)

(21) 『監獄雜誌』六一—二。

(22) 『日記』第一卷、五二五ページ。

結びにかえて

このようにみてくると、留岡の空知時代は彼の生涯の事業からみて、一大転換を余儀なくされた極めて重要な体験を為した時期と云えるだろう。それは従来からの牧会事業に加え、教誨、監獄改良事業に挺身し、且つ行刑理論の深化と相俟ち、感化事業への視点を生み出していった事であり、囚人と共に生き、共に在ることから得た尊い経験から導き出されたものである。又、そこには、ゆるぎない確固とした実証精神に裏打られた科学性も存在していたと言えようし、かかる強烈な経験と監獄改良にかける情熱こそ、彼をして米国に向かわしめた要因であったと言えよう。

勿論、空知での事業は彼一人の努力から為されたものではない。彼の前には大井上や原、又同時代として阿部政恒、大塚素、水崎基一等々の教誨師、或は、札幌バンドを中心としたキリスト者、はた又、日本各地のキリスト者の連帯と支援の中で行なわれたことも忘却され得ない事実として在る。そのような人達との交りの中で、彼の牧会、行刑のみならず、他の社会的実践が可能であったと言えるだろう。

具体的には、空知を中心とした牧会活動、日の目をみなかったが免囚保護事業の構想、北海道冬期学校の実施、又、原胤昭らとの『教誨叢書』や『獄事叢書』の刊行は、行刑史のみならず、社会事業史の系譜を辿る上でも貴重なものと言えよう。

留岡は米国に渡つても、頻繁に北海道の旧友と交信を為し、自己の職務を全うしている。その点でその時代も北海道のキリスト教教誨師の面々と共通の思想で強固に結ばれていたと言わねばならない。であるが故に、彼らの連袂辞職は留岡の空知時代を理解する上で看過できず、其後も、それぞれが社会事業、教育の分野で活躍していき、とり分け社会事業史の上で極めて重要な人脈を形成していったのも、故ある事である。

これらの人々が今後、キリスト教史、社会事業史の上で個別に論及されていかねばならない所以もここに在る。留岡個人について言えば、監獄改良事業は感化事業を生む原点であったし、又それは慈善事業に向かわしめる母体であった。その意味で留岡にとって空知時代は、彼の生涯における諸実践・思想遍歴を語る上で、極めて重要な意味をもつものと言わざるを得ない。